

東京都北区みどりの協力員運営要綱

昭和 61 年 2 月 28 日 区長決裁
改正 平成 10 年 3 月 5 日 区長決裁
改正 平成 12 年 1 月 31 日 区長決裁
改正 平成 14 年 2 月 22 日 区長決裁
改正 令和 3 年 12 月 28 日 副区長専決
改正 令和 4 年 1 月 25 日 副区長専決

(目 的)

第 1 この要綱は、東京都北区みどりの条例（昭和 60 年 9 月東京都北区条例第 15 号）第 21 条の規定により設置するみどりの協力員について、その選出の基準等この制度の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(職 務)

第 2 みどりの協力員は、次の職務を行う。

- (1) みどりの保護と育成に関し、区が実施する事業に協力するとともに、みどりの保護知識の普及等の運動を進めること。
- (2) みどりの破壊、施設緑化の違反等の事実について区に知らせること。
- (3) アンケート調査に対し回答するなど、区が行うみどりの保護と育成に関する施策に参考となる意見を述べ、又は提案を行うこと。
- (4) 連絡会に参加すること。

(募集方法及び推せん方法)

第 3 みどりの協力員の募集及び決定方法は次のとおりとする。

(1) 推せんによるもの

年齢満 18 歳以上の緑化について深い知識及び熱意を有する区民で、自治会長、町会長、緑化関係団体などが推せんする者を充てる。

(2) 公募によるもの

区報により、年齢満 18 歳以上の緑化について深い知識及び熱意を有する区民を募集する。なお、応募者が募集人員を超えるときは抽選で決定する。

(推せん依頼)

第 4 区長は、自治会長、町会長、緑化関係団体などに対し、みどりの協力員として適任であると思われるものを推せん依頼する。

(委 嘱)

第 5 みどりの協力員は、第 3 の (1) 又は第 3 の (2) のうちから区長が委嘱する。ただし、次に掲げる事項に該当する者は、委嘱の対象から除外する。

- (1) 東京都北区の常勤の職員又は就任について公選若しくは議会の同意等を必要とする職にある者。

(みどりの協力員証)

第6 みどりの協力員が緑化推進の活動に当たっては、常に本証（別記第1号様式）を所持し、関係人の要請があった時は、本証を提示しなければならない。

- (2) 本証は、他人に貸与または譲渡してはならない。
- (3) 本証を紛失し、または汚損したときは、みどりの協力員証再交付願（別記第2号様式）により、再交付を受けなければならない。
- (4) 本証は、東京都北区みどりの協力員としての身分を失ったとき、またはその他記載事項に変更があったときは、速やかに発行者に返還しなければならない。

(解 職)

第7 みどりの協力員が次に掲げる事項の一に該当することとなったときは区長はその者に対する委嘱を解くものとする。

- (1) 北区民でなくなったとき。
- (2) 本人から辞退の申し出があったとき。
- (3) 病気その他の理由によりみどりの協力員として職務の遂行ができなくなったと認められたとき。
- (4) 第5の(1)の要件に該当することになったとき。

(連絡会開催)

第8 緑化に関することについて意見の交換、提案等を行うとともに、みどりの協力員相互の連絡を密にするため、年2回の連絡会を開催する。

(報 償)

第9 みどりの協力員に対する報償は、年額10,000円とする。ただし、年の途中で退任又は就任があった場合の報償は月割額とする。

(事務の処理)

第10 みどりの協力員に関する事務は、生活環境部環境課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月28日副区長専決3北環環第2813号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月25日副区長専決3北環環第2929号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。